

# 「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム」ロゴマーク使用要領

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム

ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム（以下「コンソーシアム」という。）において制作した、「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム」ロゴマーク（以下ロゴマークという。）の適正な使用とその普及促進を図るため、次のとおり使用要領を定める。

（ロゴマークの目的）

第1条 ロゴマークは、コンソーシアム及びパラスポーツを普及、啓発するシンボルとして、広報を目的とした制作物や媒体等に広く使用することでその認知度を高めることを目的とする。

（使用者）

第2条 ロゴマークを使用出来るものは、次に掲げるものとする。

- (1) 正会員
- (2) 賛助会員
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用するもの
- (4) その他コンソーシアムが適当と認めるもの

（使用の申請）

第3条 ロゴマークを使用しようとするものはあらかじめ『ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアムロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）』に使用デザイン案及び利用方法がわかる資料を添えて、コンソーシアム会長（以下会長）に提出するものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用承認申請書の提出は不要とする。

- (1) コンソーシアム正会員、賛助会員及び会員団体に属するものが、自らのホームページやソーシャルネットワーキングサービス、広報誌、会報誌、社内報、名刺で自らがコンソーシアム会員であることを示すことを目的に使用する場合
- (2) コンソーシアム認証事業として認証した場合
- (3) 新聞、テレビ、雑誌等において報道目的に使用する場合
- (4) その他コンソーシアムが使用承認申請書の提出を不要と認める場合

2 使用承認申請書の提出を不要とする場合においても、使用内容がわかる資料（印刷物、写真等）をコンソーシアム企画委員会事務局（以下「企画委員会事務局」という。）に提出するものとする。

（使用基準）

第4条 コンソーシアム企画委員会委員長（以下「委員長」という。）は、次のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用を承認しないものとする。

- (1) コンソーシアムのイメージ又は価値を害する恐れがある場合
- (2) 第三者の利益を害する恐れがある場合
- (3) 第三者に誤認又は混同を生じさせる恐れがある場合
- (4) 特定の政治活動や宗教活動に関する認められる場合
- (5) 法令の公序良俗に反すると認められる場合
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、第1条に規定する目的に反すると認められる場合

#### (使用の承認)

第5条 第3条の規定に基づく使用の申請があった場合には、委員長は第4条の使用基準に基づいて、ロゴマークの使用の可否を判断し、承認の適否（保留を含む）を通知するものとする。

#### (使用期限)

第6条 ロゴマークの使用期間は、承認時の当該年度末までとし、使用期間の満了後に引き続き使用しようとするときには、あらためて第3条の規定に基づく使用の申請をし、承認を受けなければならない。

#### (ロゴマークの表示)

第7条 ロゴマークの表示は、別に定める『「ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム」ロゴマーク・ロゴタイプ使用ガイドライン』（以下「ガイドライン」という。）に基づくものとする。

2 ロゴマークの表示に要する経費は、使用者の負担とする。

#### (メッセージの付記)

第8条 使用者は、ロゴマークに次のメッセージを付記するよう努めるものとする。なお、委員長は、使用の承認にあたりメッセージの付記を使用条件とすることができるものとする。  
例：パラスポーツのチカラで静岡を元気にします

#### (商標登録等)

第9条 使用者はロゴマーク並びにロゴマークを含む商標及び模様について、商標登録及び意匠登録をしてはならない。

#### (成果物の提出)

第10条 使用者は、ロゴマークを使用した際は、成果物がわかる資料（印刷物、写真等）1部を速やかに企画委員会事務局に提出するものとする。

#### (変更・中止)

第11条 ロゴマークの使用目的や方法に変更がある場合には『ふじのくにパラスポーツ推

進コンソーシアム ロゴマーク使用変更承認申請書（様式第2号）』により変更承認申請を委員長にしなければならない。

また、使用を中止する場合は、『ふじのくにパラスポーツ推進コンソーシアム ロゴマーク使用中止届（様式第3号）』により委員長へ届けでることとする。いずれの場合も、使用承認書を添付するものとする。

（改善の指示）

第12条 委員長は、使用者が使用要領、ガイドラインを遵守せずにロゴマークを使用している場合は、承認後であっても改善を指示することができる。

（使用承認の取り消し）

第13条 前条の改善指示に従わない場合には、委員長はロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

（無断使用の差し止め）

第14条 委員長は第3条に定める使用の申請無くロゴマークが使用されていることを確認した場合、ただちにその使用の停止を求めることができる。

（問題への対応）

第15条 ロゴマークの使用に起因する問題が起こった場合は、コンソーシアム及びコンソーシアムを構成する正会員及び賛助会員は一切の責任を負わない。また、使用者は、問題が生じた際には、速やかに企画委員会事務局に報告するとともに、対策を講じなければならないものとする。

（使用者の責務）

第16条 使用者は、真義に従い、誠実にこの使用要領を履行しなければならない。

（その他）

第17条 この使用要領に定めるものの他、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この使用要領は、令和5年10月22日に施行する。